

2021年6月8日

各 位

会 社 名 スターツコーポレーション株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 磯崎 一雄  
(コード番号：8850 東証第1部)  
問 合 せ 先 取締役 村松 久行  
(TEL 03-6202-0111)

## 自己株式の公開買付けの結果及び取得終了並びに その他の関係会社の異動に関するお知らせ

当社は、2021年5月10日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議し、2021年5月11日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2021年6月7日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの終了をもって、2021年5月10日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

なお、本公開買付けにより、本公開買付けの決済の開始日である2021年6月29日をもって、当社の「主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社」である株式会社豊州（以下「豊州」といいます。）は、引き続き当社の「主要株主である筆頭株主」に該当することに変わりはないものの「その他の関係会社」に該当しないこととなり異動が生じることとなりますので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### I. 本公開買付けの結果について

##### 1. 買付け等の概要

###### (1) 公開買付者の名称及び所在地

スターツコーポレーション株式会社 東京都中央区日本橋三丁目4番10号

###### (2) 買付け等をする上場株券等の種類

普通株式

###### (3) 買付け等の期間

###### ① 買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）

2021年5月11日（火曜日）から2021年6月7日（月曜日）まで（20営業日）

###### ② 公開買付開始公告日

2021年5月11日（火曜日）

###### (4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,580円

## (5) 決済の方法

### ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

スターツ証券株式会社 東京都江戸川区西葛西六丁目10番6号

(※) 外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、スターツ証券株式会社では応募の受付は行われませんので、みずほ証券株式会社から応募いただく必要があります。

### ② 決済の開始日

2021年6月29日(火曜日)

### ③ 決済の方法

(みずほ証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書の本公開買付けに応募した株主(以下「応募株主等」といいます。外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 本公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(※) 税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

#### (イ) 個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行人の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額(以下「みなし配当の金額」といいます。)は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は、株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。

なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。): 15.315%、住民税: 5%)に相当する金額が源泉徴収されます(非居住者については、住民税は徴収されません。)。ただし、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります(国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。)。なお、租税特別措置法第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がみずほ証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がみずほ証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315%（所得税及び復興特別所得税）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

(スタート証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(注) 本公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(※) 税務上の具体的なお質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者である株式発行人の資本金等の額（連結法人の場合は連結個別資本金等の額）のうち交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、みなし配当の金額は配当所得に係る収入金額となります。また、交付を受ける金銭の額からみなし配当の金額を除いた部分の金額は、株式の譲渡所得等に係る収入金額とみなされます。

なお、みなし配当の金額が生じない場合は、交付を受ける金銭の額の全てが株式の譲渡所得等に係る収入金額となります。

みなし配当の金額に対しては、原則として、その金額の20.315%（所得税及び復興特別所得税：15.315%、住民税：5%）に相当する金額が源泉徴収されます（非居住者については、住民税は徴収されません。）。ただし、個人株主が租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合は、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、株式の譲渡所得等に係る収入金額から当該株式に係る取得費等を控除した金額は、原則として、申告分離課税の対象となります（国内に恒久的施設を有しない非居住者については、原則として、課税の対象となりません。）。なお、租税特別措置法第37条の14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座の株式等について本公開買付けに応募する場合は、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等がスタート証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座がスタート証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当の金額については、配当等の額となり、原則として、その金額に15.315%（所得税及び復興特別所得税）を乗じた金額が源泉徴収されます。また、交付を受ける金銭の額のうち、みなし配当の金額以外の金額は、有価証券の譲渡に係る対価の額となります。

## 2. 買付け等の結果

### (1) 買付け等を行った株券等の数

本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数（3,300,000株）を超えなかったため、応募株券等の全部の買付け等を行います。

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	応募数	買付数
普通株式	3,300,000株	—株	3,000,000株	3,000,000株

### (2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

## 3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

スターツコーポレーション株式会社 東京都中央区日本橋三丁目4番10号  
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

## II. 自己株式の取得終了について

### 1. 取得の内容

#### (1) 取得した株式の種類

普通株式

#### (2) 取得した株式の総数

3,000,000株

(注) 発行済株式総数に対する割合 5.56%（小数点以下第三位を四捨五入）

#### (3) 株式の取得価額の総額

7,740,000,000円

(注) 上記金額には、公開買付代理人に支払う手数料その他諸経費は含まれておりません。

#### (4) 取得した期間

2021年5月11日（火曜日）から2021年6月7日（月曜日）まで

#### (5) 取得方法

公開買付けの方法による

なお、本公開買付けの終了をもって、2021年5月10日開催の取締役会の決議による会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得は終了いたしました。

### (ご参考)

自己株式の取得に関する2021年5月10日開催の取締役会における決議内容

#### (1) 取得する株式の種類

普通株式

#### (2) 取得する株式の総数

3,300,100株（上限）

(注) 発行済株式総数に対する割合 6.11%（小数点以下第三位を四捨五入）

(3) 株式の取得価額の総額  
8,514,258,000円(上限)

(4) 取得する期間  
2021年5月11日(火曜日)から2021年6月30日(水曜日)まで

### III. その他の関係会社の異動

#### 1. 異動が生じる経緯

当社は、2021年5月11日から2021年6月7日までを公開買付け期間とする本公開買付けを実施しておりましたが、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社である豊州(本日現在の所有株式数:11,165,196株)の所有する当社普通株式の一部として3,000,000株について応募があり、当社は、当該応募株式の全ての買付けを行います。

この結果、本公開買付けの決済の開始日である2021年6月29日付で、豊州は、引き続き当社の「主要株主である筆頭株主」に該当することになりはしないものの「その他の関係会社」に該当しないこととなり異動が生じることとなります。

#### 2. 異動する株主の概要

「その他の関係会社」に該当しないこととなる株主の概要

(1) 名 称	株式会社豊洲	
(2) 所 在 地	東京都中央区日本橋三丁目1番8号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 村石 豊隆	
(4) 事 業 内 容	不動産の保有、売買、賃貸及び管理等	
(5) 資 本 金	92,200千円(2021年3月31日現在)	
(6) 設 立 年 月 日	1987年4月20日	
(7) 純 資 産	7,147,681千円(2021年3月31日現在)	
(8) 総 資 産	7,202,709千円(2021年3月31日現在)	
(9) 大株主及び持株比率 (2021年6月8日現在)	村石 久二	95.3%
(10) 上場会社と当該株主の 関係	資本関係	当該株主は、当社の普通株式11,165,196株(議決権所有割合:20.73%)を所有し、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当します。
	人的関係	当社の代表取締役会長が当該会社の取締役を、当社の専務取締役が当該会社の代表取締役をそれぞれ兼務しています。
	取引関係	当社は、当該会社が所有する不動産の管理を受託しております。

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数、所有株式数及び議決権所有割合  
株式会社豊洲

	属性	議決権の数(所有株式数)(議決権所有割合)			大株主 順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前 (2020年9月 30日現在)	主要株主である 筆頭株主及び その他の関係会社	111,651個 (11,165,196株) (20.73%)	—	111,651個 (11,165,196株) (20.73%)	第1位
異動後	主要株主である 筆頭株主	81,651個 (8,165,196株) (16.05%)	—	81,651個 (8,165,196株) (16.05%)	第1位

(注1) 異動前の「議決権所有割合」は、2021年3月31日現在の当社の発行済株式総数(53,998,205株)から、同日現在の自己株式134,403株(ただし、相互保有株式となる当社の完全子会社であるスターツアメニティー株式会社、スターツ商事株式会社、株式会社ウィーブ、スターツホーム株式会社及び当社の連結子会社であるスターツ出版株式会社がそれぞれ保有する当社株式は含まれません。)を控除した株式数(53,863,802株)に係る議決権の数(538,638個)を基準に計算しております。

(注2) 異動後の「議決権所有割合」は、上記(注1)の議決権の数(538,638個)より、本公開買付けにより当社が取得する当社普通株式(3,000,000株)に係る議決権の数(30,000個)を控除した数(508,638個)を基準に算出しております。

(注3) 「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動予定年月日

2021年6月29日(本公開買付けの決済の開始日)

5. 今後の見通し

本異動による当社業績への影響はございません。

以 上